

事務連絡

令和3年4月13日

勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部建設業事業部長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書発行手続における審査の徹底について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところである。

経営事項審査では、「労働福祉の状況」の審査項目において建退共制度への加入を評価しているが、建退共制度を適切に履行していることを証する書面として貴機構が発行している経営事項審査用の建設業退職金加入・履行証明書（以下「加入履行証明書」という。）の写しの提出を求めているところであり、正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合は評価しないこととされている。

加入履行証明書発行事務の取扱いについては、「経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書発行の取扱いについて」（平成11年3月18日付け事務連絡）において、加入履行証明書を発行する際に、申請者に共済証紙の受払い簿等の提出を求め、共済証紙の購入が適正になされていること等を確認することを求めているところであるが、今般、共済証紙の受払の不適切な処理などにより、下位の下請負人の建退共制度の被共済者に対する掛金充当が徹底されていないといった課題が指摘されている。こうした中、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正等により、昨年10月より、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となっており、その運用について「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付雇均発0330第4号・国不建整第184号）及び「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について」（令和3年3月30日付雇均勤発0330第1号・国不建整第186号）にて建設業団体あて通知されたところである。

これらを踏まえ、建退共制度を適切に履行していない者に加入履行証明書を発行することがないよう、これまでの取扱いに加え、証紙貼付をもって掛金納付が行われている場合にあっては、下記の取扱いについても併せて実施されたい。

記

経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始の日の直前1年間に施工した建設工事であって、証紙貼付をもって掛金納付が行われているもののうち、最も請負代金の大きいものについて、当該工事における下請負人から交付の依頼を受けた共済証紙の枚数を証する書面及び当該下請負人が依頼書に記載された枚数の共済証紙を受領したことを証する書面の提示を求め、共済証紙の受払い簿に記載された証紙の交付数と一致することを確認すること。